

## 1. 受検資格と提出書類等

2級電気工事施工管理技術検定の第一次・第二次検定(同日受検)は、下表(■【新規受検申込者】の受検資格と提出書類等)の区分のイ～ニのいずれかに該当した者が受検できます。受検申請書 **A** 票・実務経験証明書 **B** 票、及び添付書類を提出してください。

※【再受検申込者】は、P13をご覧ください。

### 【ご注意】

①2級電気工事施工管理技士または技士補の資格を取得済みの方は、再度、受検申込はできません。

②2級電気工事施工管理の「学科試験」合格者で有効期間内にある方が、この受検願書にて第一次・第二次検定(同日受検)申込を行った場合は、必ず第一次検定から受検しなければなりません【第一次検定を受検せずに第二次検定だけを受検することは不可】。

※第二次検定のみ受検とするには、この受検願書は使用せず、別途販売している「第二次検定のみ」の受検願書にて手続きを行わなければなりません。

### ■【新規受検申込者】の受検資格と提出書類等

区分	学歴または資格	電気工事施工管理に関する実務経験年数		新規受検申込者の提出書類	
		指定学科	指定学科以外	受検資格に応じて提出する書類	受検資格に関わらず全員が提出する書類
イ	大学 専門学校の「高度専門士」	卒業後 1年以上の 実務経験を有する者	卒業後1年6ヶ月以上の 実務経験を有する者	<b>卒業証明書(原本)を提出してください。</b> <b>(卒業式でもらう卒業証書の原本不可、コピーも不可)</b> ・詳細はP14を参照してください。 高度専門士・専門士の場合は、卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお、卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば、卒業証明書だけでかまいません。 高度専門士・専門士については、卒業校にお問い合わせください。	<b>受検申請書 (A 票)</b> ・記入例 P16～17 を参照してください。 <b>実務経験証明書 (B 票)</b> ・受検資格を満たすために実務経験年数の証明が必要な方は、すべて正しく作成してください。 ・P6～12、記入例 P18～21 を確認してください。 <b>B 票は、受検資格の有無を判断するための最も重要な書類です。適正に作成してください。</b> <b>住民票(原本)または住民票コードの記入</b> ・詳細は P14 を確認してください。 <b>証明写真(パスポート用証明写真)</b> ・A 票に貼付してください。 ・P15、記入例 P16～17 を確認してください。 <b>受検手数料(¥13,200)の振替払込受付証明書</b> ・同封の指定用紙を使用し、受検申請者名で個人別に払い込みし、A 票上部の貼付欄にのりづけしてください。
	短期大学 高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」	卒業後 2年以上の 実務経験を有する者	卒業後3年以上の 実務経験を有する者		
	高等学校 専門学校の専門課程	卒業後 3年以上の 実務経験を有する者	卒業後4年6ヶ月以上の 実務経験を有する者		
	その他(最終学歴を問わず)	8年以上の実務経験を有する者		(実務経験が8年以上ある時) 卒業証明書は不要	
ロ	電気事業法による第一種、第二種または第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者	1年以上の実務経験を有する者 (交付後ではなく、通算の実務経験年数です。)		電気主任技術者免状のコピー	
ハ	電気工事士法による第一種電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験年数は問いません。		第一種電気工事士免状のコピー 以下の書類は不可 ・第一種電気工事士試験合格証書 ・第一種電気工事士講習修了証 ・高圧電気工事技術者試験合格証書	
ニ	電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた者 (旧電気工事士も含む。)	1年以上の実務経験を有する者 (交付後ではなく、通算の実務経験年数です。)		第二種電気工事士免状のコピー	

## 注意事項

**注1** 指定学科については、P4～5、P28以降をご覧ください。

**注2** 実務経験年数等について

- ・詳細は、P6～12をご覧ください。同記入例は、P18～19をご覧ください。
- ・**受検資格上の内容を確認するために当方が指定する書類を、後日、追加提出していただく場合があります。**
- ・**夜間部(第二部)卒業者の実務経験年数については、P11をご覧ください。**
- ・大学院修了の方の実務経験年数は、修了年月日以降の経験年数を計算してください。

**注3** その他

- ・日本国外での実務経験、最終学歴は、P11～12をご覧ください。
- ・**卒業証明書及び資格証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。**
- ・大学から「飛び入学」により大学院へ進学した場合には、受検資格について個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。
- ・専門職大学前期課程修了者は短期大学卒業と同等となります。修了証明書(原本)を添付してください。
- ・中等教育学校(中高一貫教育6年間)卒業者は、高校卒となります。
- ・高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定を含む)の合格者は、高等学校の指定学科以外の卒業と同等となります。(合格証明書(原本)を添付してください。)

## ■ 学歴が指定学科に該当しているかを確認する

ご自分の卒業した学科が、指定学科に該当しているかどうかを次の手順で確認してください。

### I 大学 短期大学 5年制高等専門学校 高等学校

- ① P29【表1】を確認→卒業した学科が【表1】にあれば指定学科です。
- 【表1】に無かった
- ② P29～45【表2】を確認→卒業した学校・学科が【表2】にあれば指定学科です。
- 【表2】にも無かった
- ③ 卒業した学科は指定学科以外です。

①～③のいずれかに該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**卒業証明書（原本）**を添付してください。

### II 5年制高等専門学校の専攻科

- ① P45～46【表3】[短大・高等専門学校(5年制)]を確認。  
→卒業した学校・学科、専攻科が【表3】の記載と一致していれば、大学の指定学科として取り扱います。
- 【表3】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
- ・高等専門学校の卒業証明書（原本）
  - ・専攻科の修了証明書（原本）
- の両方を添付してください。
- ② 5年制高等専門学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

### III 高等学校の専攻科

- ① P47【表4】[高等学校]を確認。  
→卒業した学校・専攻科が【表4】にあれば短期大学の指定学科として取り扱います。
- 【表4】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**高等学校専攻科の修了証明書（原本）**を添付してください。
- ② 高等学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

指定学科の表中に“(※履修条件有り)”と付記されている学校・学科については、履修条件を満たしている場合に限り指定学科として取り扱います。この場合は、卒業証明書と一緒に成績証明書または履修証明書を添付していただく必要があります。履修条件については、本財団ホームページにてご確認ください。www.fcip-shiken.jp

#### 卒業証明書とは

卒業したことの証明が必要になったときに、その都度、卒業校に依頼して発行してもらおう書類のことです。卒業式でもらう卒業証書とは別の書類です。(修了証明書も同様です。)

## IV 専門学校

- ① P46【表3】[各種学校]、P48～51【表5】、P51【表6】を確認。  
→卒業した学校・学科が表の中にあれば指定学科です。  
【表3】と一致すれば大学の指定学科  
【表5】と一致すれば短期大学の指定学科  
【表6】と一致すれば高等学校の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表5】【表6】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**専門学校の卒業証明書（原本）**を添付してください。
- ② 卒業した学科が、「高度専門士」または「専門士」の称号が付与される学科だった場合は、次のように取り扱います。  
→卒業した学科がP29【表1】の中にあれば指定学科です。  
高度専門士は大学の指定学科 } として取り扱います。  
専門士は短期大学の指定学科 }  
→卒業した学科がP29【表1】の中に無ければ指定学科以外です。  
高度専門士は大学の指定学科以外 } として取り扱います。  
専門士は短期大学の指定学科以外 }
- 高度専門士・専門士ではない
- ②に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
- ・専門学校の卒業証明書（原本）
  - ・「高度専門士」または「専門士」の称号が付与されていることを確認できる書類 (※)
- の両方を添付してください。
- ※卒業証明書に「高度専門士」または「専門士」の記載があれば卒業証明書だけでかまいません。もし記載されていない場合は、卒業校に問い合わせる高度専門士・専門士の称号を確認できる証明書の発行を依頼してください(高度専門士・専門士については、卒業校にお問い合わせください)。
- ③ 卒業した学科が専門課程だった場合は、次のように取り扱います。  
卒業した学科がP29【表1】にあれば高等学校の指定学科  
卒業した学科がP29【表1】になければ高等学校の指定学科以外 } として取り扱います。
- ①～③のどれにも該当しない
- ③に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**専門学校の卒業証明書（原本）**を添付してください。
- ④ 次のVの項目で確認してください。

## V I～IVのどれにも該当しない学校

- ① P46～47【表3】[その他]、P47～48【表4】[その他]を確認。  
→卒業した学科が表の中にあれば指定学科です。  
【表3】と一致すれば大学の指定学科  
【表4】と一致すれば短期大学の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表4】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に  
**卒業証明書（原本）**を添付してください。
- ② それ以前の学歴でI～IVのどれに該当するかを確認してください。